

浜坂町・温泉町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 浜坂町・温泉町合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第5項の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、会議を非公開とする場合は、規約第10条第4項に規定する議長(以下「議長」という。)は、規約第7条に規定する委員(以下「委員」という。)にこれを諮るものとし、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、規約第10条に規定する副議長と連携しながら、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 議長は、開会にあたり、会議録に署名する委員(以下「会議録署名委員」という。)2名を指名する。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。

2 意見が分かれ表決が必要と議長が認めた場合、議長は、会議に諮った上、出席委員の過半数の同意により表決を行い、3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長及び会議録署名委員が署名しなければならない。

(会議録の公開)

第 8 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

(規律)

第 9 条 何人も、会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第 1 0 条 議長は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 1 月 4 日から施行する。